# 令和 5 年 瀬戸市の交通安全

瀬戸市交通安全推進協議会

# はじめに

日頃は瀬戸市の交通安全活動に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年中の瀬戸市内の交通事故情勢につきましては、総事故件数は 3,498件(前年比+211件)で、うち、人身事故件数は371件(前年比-77件)で したが、交通事故により2人の尊い命が失われました。愛知県全体においては、 人身事故件数、死者数、負傷者数が前年より増加しており、交通事故死者数は145 人(前年比+8人)となりました。

本市は、平成4年4月に「交通安全都市宣言」を行い、以来、交通事故のない 安全で快適なまちづくりをより強く推し進めております。すべての市民が交通事 故根絶への認識を改めてお持ちいただくことを願いますとともに、関係各位の一 層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この資料は、愛知県瀬戸警察署のご協力を得て、令和5年の瀬戸市及び 愛知県の交通事故の発生状況ならびに瀬戸市内での交通安全啓発事業等の実績を まとめたものです。今後の参考としてご活用頂ければ幸いに存じます。

令和6年3月

瀬戸市交通安全推進協議会会 長 川本 雅之

# 目 次

第1	1章 令和5年中の交通事故統計	
1	1 瀬戸市の交通事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	2 愛知県の交通事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	3 全国の交通事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第2	2章 令和5年交通安全運動等の実績	
1	1 各季の交通安全運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2	2 交通死亡事故多発非常事態に伴う対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
3	3 各種会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
4	4 各季の交通安全運動期間以外の交通安全啓発活動及び対策・・・・・・・・・・	18
<賞	<b>資料</b> >	
1	交通安全都市宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
2	瀬戸市交通安全条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3	瀬戸市違法駐車等の防止に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
4	瀬戸市違法駐車等の防止に関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
5	瀬戸市交通安全推進協議会会則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
6	交通安全対策連絡会議要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
7	交通事故多発非常事態宣言実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
8	愛知県交通安全条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
9	愛知県交通死亡事故多発警報等発令要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38

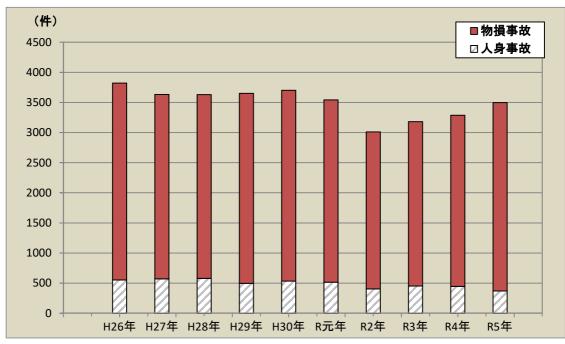
# 第1章 令和5年中の交通事故統計

# 1 瀬戸市の交通事故

#### (1) 交通事故発生状況

				人身	事 故				物損	合 計
	死 亡		重	怪傷 軽傷		合 計		事 故		
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	件
R5年	2	2	9	9	360	436	371	447	3, 127	3, 498
R4年	3	3	18	19	427	519	448	541	2, 839	3, 287
増 減	-1	-1	-9	-10	-67	-83	-77	-94	+288	+211

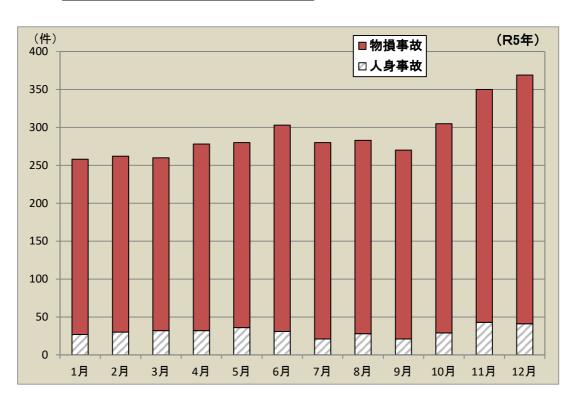
#### (2) 過去10年間における交通事故発生状況の推移(件)



	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
人身事故	554	571	580	498	535	517	405	452	448	371
死 亡	4	2	7	6	2	0	0	0	3	2
重傷	30	21	7	11	10	14	16	19	18	9
軽 傷	520	548	566	481	523	503	389	433	427	360
物損事故	3, 267	3, 061	3, 049	3, 153	3, 166	3, 025	2,605	2, 729	2, 839	3, 127
合 計	3, 821	3, 632	3, 629	3, 651	3, 701	3, 542	3, 010	3, 181	3, 287	3, 498

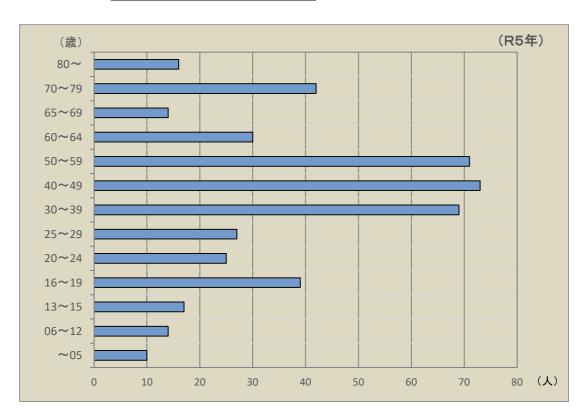
# (3) 月別事故発生状況(件)

区分			R5年					R4年		
	,	人身事故	ά	物損	合 計	,	人身事故	ζ	物損	合 計
月	死 亡	重傷	軽 傷	事故	वि हा	死 亡	重傷	軽 傷	事 故	1□1 □1
1月	0	0	27	231	258	1	0	34	202	237
2月	0	2	28	232	262	2	1	26	218	247
3月	0	1	31	228	260	0	1	31	223	255
4月	0	3	29	246	278	0	2	29	222	253
5月	1	0	35	244	280	0	2	34	206	242
6月	0	0	31	272	303	0	1	36	240	277
7月	0	0	21	259	280	0	0	44	259	303
8月	0	1	27	255	283	0	1	38	220	259
9月	1	0	20	249	270	0	2	31	219	252
10月	0	1	28	276	305	0	3	50	281	334
11月	0	1	42	307	350	0	3	42	246	291
12月	0	0	41	328	369	0	2	32	303	337
合計	2	9	360	3, 127	3, 498	3	18	427	2, 839	3, 287



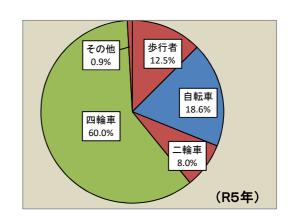
# (4) 年齢層別事故死傷者数(人)

	区分		R	5年			R	4年		増減
歳		死 亡	重傷	軽傷	合 計	死 亡	重傷	軽傷	合 計	垣侧
子	~05	0	0	10	10	0	0	4	4	+6
	06~12	0	0	14	14	0	0	16	16	-2
供	13~15	0	1	16	17	0	0	21	21	-4
若	16~19	0	0	39	39	0	1	53	54	-15
者	20~24	0	1	24	25	0	1	50	51	-26
	25~29	0	0	27	27	0	1	32	33	-6
_	30~39	0	0	69	69	0	1	71	72	-3
ńп	40~49	0	1	72	73	0	1	71	72	+1
般	50~59	0	2	69	71	1	2	92	95	-24
	60~64	1	0	29	30	1	1	33	35	-5
高	65~69	0	2	12	14	0	1	18	19	-5
齢	70~79	0	1	41	42	0	4	36	40	+2
者	80~	1	1	14	16	1	6	22	29	-13
合	計	2	9	436	447	3	19	519	541	-94



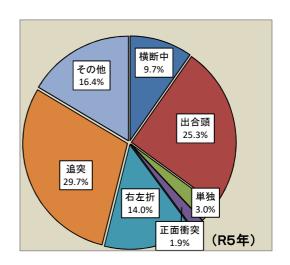
#### (5) 当事者別事故死傷者数(人)

	R5年	R4年	増 減
歩行者	56	59	-3
自転車	83	91	-8
二輪車	36	56	-20
四輪車	268	334	-66
その他	4	1	+3
合 計	447	541	-94



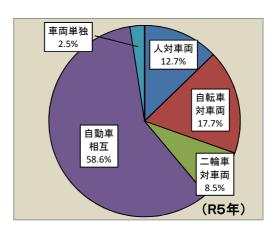
#### (6) 事故類型別発生状況(件)

	R5年	R4年	増減
横断中	36	35	+1
出合頭	94	129	-35
単 独	11	21	-10
正面衝突	7	15	-8
右左折	52	46	+6
追突	110	125	-15
その他	61	77	-16
合 計	371	448	-77



# (7) 事故類型別死傷者数(人)

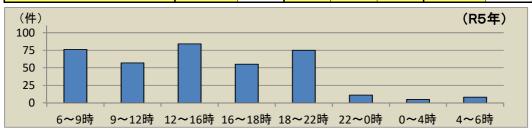
	R5年	R4年	増減
人対車両	57	57	0
自転車対車両	79	88	-9
二輪車対車両	38	50	-12
自動車相互	262	321	-59
車両単独	11	25	-14
踏 切	0	0	0
合 計	447	541	-94



#### (8) 時間別人身事故発生状況

※増減は昨年との比較

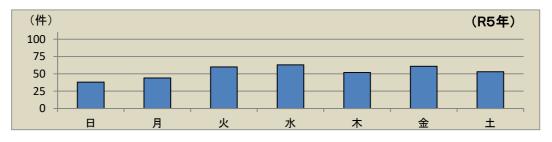
		区 分	件 数		人数					
時	時間			増減	死 亡	重傷	軽 傷	合 計	増 減	
	朝	6~9時	76	-18	0	3	82	85	-22	
昼		9~12時	57	-22	0	1	64	65	-28	
間	昼	12~16時	84	-22	0	1	118	119	-11	
		16~18時	55	-14	0	1	62	63	-26	
	前夜	18~22時	75	-10	0	1	84	85	-20	
夜	中夜	22~0時	11	+5	2	1	12	15	+8	
間	深 夜	0~4時	5	+2	0	1	6	7	+3	
	早朝	4~6時	8	+2	0	0	8	8	+2	
	合	計	371	-77	2	9	436	447	-94	



#### (9) 曜日別人身事故発生状況

※増減は昨年との比較

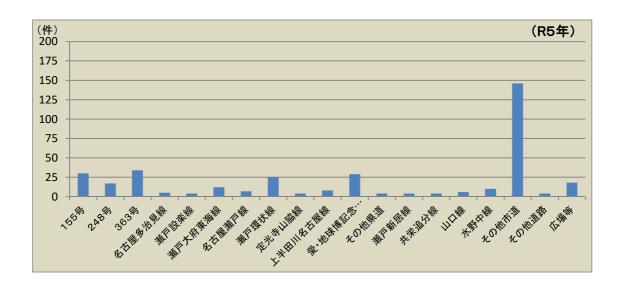
区分	件	数		人		数	
曜日		増 減	死 亡	重傷	軽 傷	合 計	増 減
日	38	-22	0	0	49	49	-30
月	44	-20	0	1	50	51	-23
火	60	-16	0	0	69	69	-20
水	63	+2	1	0	73	74	+1
木	52	+2	0	5	51	56	-3
金	61	-12	1	2	75	78	-14
土	53	-11	0	1	69	70	-5
合 計	371	-77	2	9	436	447	-94



#### (10) 路線別人身事故発生状況

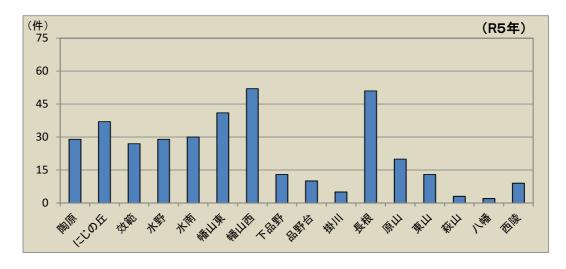
※増減は昨年との比較

	区分	件	数		人		数	
路網	2名		増減	死 亡	重傷	軽 傷	合 計	増減
国	155号	30	+7	0	0	36	36	+10
, ,	2 4 8 号	17	-13	0	0	25	25	-10
道	363号	34	-13	0	1	45	46	-14
	名古屋多治見線	5	0	0	1	6	7	+1
	瀬戸設楽線	4	-1	0	0	4	4	-4
県・	瀬戸大府東海線	12	-8	0	0	14	14	-9
尔	名古屋瀬戸線	7	-8	1	1	8	10	-7
	瀬戸環状線	25	+1	1	0	26	27	-5
道	定光寺山脇線	4	-16	0	0	4	4	-20
坦	上半田川名古屋線	8	+2	0	0	9	9	+2
	愛・地球博記念公園瀬戸線	29	+9	0	2	36	38	+13
	その他県道	4	+1	0	0	6	6	+1
	瀬戸新居線	4	-2	0	0	4	4	-5
市	共栄追分線	4	-2	0	0	4	4	-2
	山口線	6	+2	0	0	6	6	+2
道	水野中線	10	+2	0	0	10	10	-1
	その他市道	146	-30	0	4	166	170	-41
他	その他道路	4	-4	0	0	6	6	-3
TE	広場等	18	-4	0	0	21	21	-2
	合 計	371	-77	2	9	436	447	-94



#### (11) 学区別人身事故発生状況

	区 分	件	数		人		数	
学 区:	名		増 減	死 亡	重傷	軽 傷	合 計	増 減
陶	原	29	-15	0	0	37	37	-11
にし	ごの丘	37	-18	0	0	49	49	-21
效	範	27	-3	0	1	31	32	-3
水	野	29	-15	0	0	33	33	-23
水	南	30	+7	0	0	31	31	+5
幡	山 東	41	+5	0	3	52	55	+9
幡	山 西	52	-35	1	1	58	60	-49
下	品 野	13	-3	0	0	15	15	-4
品	野 台	10	-1	0	1	11	12	0
掛	Щ	5	-2	0	1	6	7	-2
長	根	51	0	1	1	62	64	0
原	山	20	+4	0	1	19	20	+4
東	山	13	+3	0	0	15	15	+3
萩	山	3	+3	0	0	6	6	+6
八	幡	2	-2	0	0	2	2	-2
西	陵	9	-5	0	0	9	9	-6
合	計	371	-77	2	9	436	447	-94



#### (12) 交通死亡事故発生状況

		ı		ı
	発生日時	発生場所	当事者(類型)	事故の概要
1	5月17日 (水) 22:50	瀬戸口町瀬戸環状線	軽乗用車(50歳代男性) × ●自転車(60歳代男性)	瀬戸環状線(瀬戸口町地内)の西向き車線上で、自転車で転倒した人と軽乗用車が衝突し、60歳代男性が死亡。
2	9月1日 (金) 23:30	共栄通4丁目 県道名古屋瀬戸線	普通乗用車(20歳代男性) × ●歩行者(80歳代男性)	共栄通4丁目地内(県営名古屋瀬戸線)を東進中の普通乗用車が 道路を渡ろうとした歩行者をは ね、80歳代男性が死亡。

#### 2 愛知県の交通事故

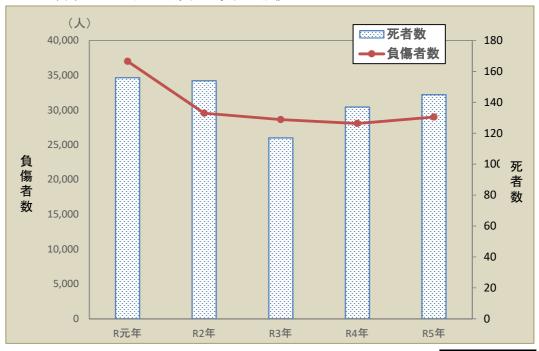
#### (1) 人身事故発生状況

	R5年	R4年	増減
人身事故 発生件数		23, 825	+722
死者数	145	137	+8
負傷者数	28, 990	28, 072	+918

#### (2) 地域別人身事故発生状況

	件 数	死者	者 数
	11 //		前年比
名古屋市	8, 143	34	+4
西尾張	5, 060	33	+9
東尾張	4, 396	17	-3
西三河	3, 958	32	-5
東三河	2, 319	19	+4
高 速	671	10	-1
合 計	24, 547	145	+8

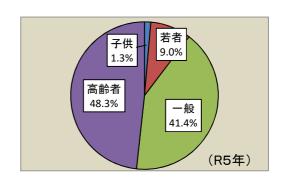
#### (3) 過去5年間における人身事故発生状況の推移



	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
人身事故 発生件数	30, 836	24, 879	24, 185	23, 825	24, 547
対前年増減数	-4, 422	-5, 957	-694	-360	+722
死者数	156	154	117	137	145
対前年増減数	-33	-2	-37	20	+8
負傷者数	37, 011	29, 559	28, 631	28, 072	28, 990
対前年増減数	-5, 537	-7, 452	-928	-559	+918

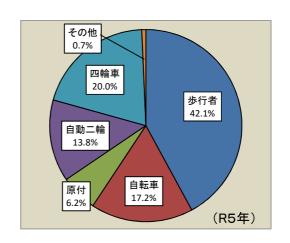
#### (4) 年齢層別事故死者数(人)

	R5年	R4年	増減
子 供	2	1	+1
若者	13	20	-7
一般	60	52	+8
高齢者	70	64	+6
合 計	145	137	+8



#### (5) 当事者別事故死者数(人)

	R5年	R4年	増減						
歩行者	61	56	+5						
自転車	25	20	+5						
原付	9	10	-1						
自動二輪	20	15	+5						
四輪車	29	36	-7						
その他	1	0	+1						
合 計	145	137	+8						



#### (6) 人口と人身事故死傷者数

	愛 知 県		瀬戸市				
人口	死 者	負傷者	人口	死 者	負傷者		
7, 478, 574 人	145 人	28,990 人	127, 411 人	2 人	445 人		
1万人当たり	0.19 人	38.76 人	1万人当たり	0.16 人	34.93 人		

※ 人口は令和6年1月1日現在

#### (7) 運転免許保有者数と人身事故件数

愛知	県	瀬戸	市
	5, 148, 296 人		88,103 人
人身事故件数	24,547 件	人身事故件数	371 件
1万人当たり人身事故件数	47.68 件	1万人当たり人身事故件数	42.11 件

※ 運転免許保有者数は令和5年12月末現在

#### 3 全国の交通事故

#### (1) 全国の交通事故死者数(ワースト10位まで)

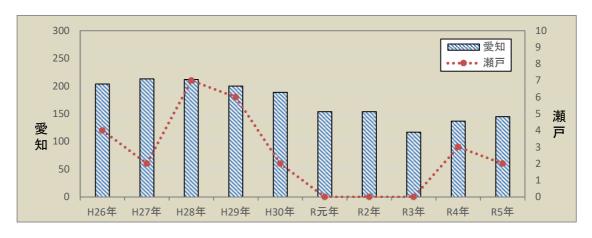
順 位 都道府県	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	全国
	大阪	愛知	東京	北海道	千葉	埼玉	神奈川	福岡	兵庫	茨城	土 国
死 者	148	145	136	131	127	122	115	103	103	93	2,678
前年比	+7	+8	+4	+16	+3	+18	+2	+28	-17	+2	+68

#### (2) 全国の人身事故発生件数 (ワースト10位まで)

順 位 都道府県	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	全国
	東京	大阪	愛知	神奈川	福岡	静岡	埼玉	兵庫	千葉	群馬	全国
件数	31, 529	25, 921	24, 547	21, 869	20, 227	18, 685	16, 953	16, 227	13, 515	10, 049	307, 911
前年比	+1, 273	+434	+722	+766	+135	-29	+376	-198	+278	+258	+6, 718

#### (3) 過去10年間における交通事故死者数の推移(人)





		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
全	国	4, 113	4, 117	3, 904	3, 694	3, 532	3, 215	2, 839	2,636	2,610	2, 678
愛	知	204	213	212	200	189	154	154	117	137	145
瀬	戸	4	2	7	6	2	0	0	0	3	2

# 第2章 令和5年交通安全運動等の実績

# 1 各季の交通安全運動

#### (1) 春の全国交通安全運動

- ○重点 ・こどもを始めとする歩行者の安全の確保
  - ・横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
  - ・自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ○期間 5月11日(木)~20日(土) 10日間

行事名称	月日・時間	場所	内容	参 加 者
交通委員等の	5月10日(水)	市内主要	交通事故による死者	瀬戸交通安全協会、瀬戸安全運転管理
街頭活動督励	7:30~8:30	交差点	が生じないよう地域	協議会、瀬戸市自治連合会、瀬戸警察
と広報巡回「大	市役所集合		の交通委員、市職員等	署、瀬戸市議会、瀬戸市
監視」			による街頭監視及び	
			巡回広報を実施し、交	
			通委員等の街頭活動	
			に対して督励を行う。	
ながらスマホ	5月16日 (火)	新共栄橋	ながらスマホ運転禁	瀬戸交通安全協会、瀬戸女性ドライバ
運転根絶キャンペ	10:00~11:00	南交差点	止の徹底を呼びかけ	一安全運転クラブ、高齢者交通安全協
ーン			る。あわせて、シートベ	力員、瀬戸警察署、瀬戸市
(同時開催:シート			ルト・チャイルドシートの着用	
ヘ゛ルト・チャイルト゛シー			徹底を広く市民に呼	
トキャンヘ゜ーン)			びかける。	
交通安全啓発	5月19日 (金)	アピタ瀬	春の交通安全運動 P	瀬戸交通安全協会、瀬戸安全運転管理
キャンペーン	10:30~11:20	戸店店舗	Rと市民の交通安全	協議会、瀬戸交通安全活動推進委員協
	(雨天中止)	北側広場	意識を盛り上げる広	議会、瀬戸市自治連合会、高齢者交通
			報活動の拠点として	安全協力員、瀬戸女性ドライバー安全
			設置し、付近で街頭キ	運転クラブ、瀬戸市議会、瀬戸警察署、
			ャンペーンを実施す	瀬戸市ほか任意参加団体
			る。	
飲酒運転根絶	5月19日(金)	記念橋交	通行する車両、歩行者	瀬戸交通安全活動推進委員協議会、瀬
キャンペーン	16:00~17:00	番周辺	に対し、飲酒運転根絶	戸交通安全協会、瀬戸警察署、瀬戸市
(同時開催:ラ	(雨天中止)	(記念橋南	を広く呼びかける。	
イト・オン運		交差点)	また、同時にライト・	
動)			オン運動も行い、夕暮	
			れ時の前照灯早め点	
			灯も広く呼びかける。	

#### ◎ 関連行事

- 1 広報誌に春の交通安全運動関連記事の掲載 広報せと5月号
- 2 交通安全ポスターの掲示(各事業所、関係機関等)4月14日(金)~5月19日(金)

#### (2) 夏の交通安全県民運動

- ○重点 ・こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と保護意識の醸成
  - ・運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
  - ・自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ○期間 7月11日(火)から7月20日(木)までの10日間

行 事 名 称	月日・時間	場 所	内 容	参 加 者
ながらスマホ	7月11日(火)	新共栄橋	ながらスマホ運転禁止の徹底	瀬戸交通安全協会、瀬戸女
運転根絶キャ	10:00~11:00	南交差点	を呼びかける。あわせて、シー	性ドライバー安全運転クラ
ンペーン			トベルト・チャイルドシートの着用徹底	ブ、高齢者交通安全協力員、
(同時開催:シー			を広く市民に呼びかける。	瀬戸警察署、瀬戸市
トベルト・チャイ				
ルドシートキャ				
ンペーン)				
飲酒運転根絶	7月14日(金)	記念橋交	通行する車両、歩行者に対し、	瀬戸交通安全活動推進委員
キャンペーン	16:00~17:00	番周辺	飲酒運転根絶を広く呼びかけ	協議会、瀬戸交通安全協会、
(ライト・オン			る。また、同時にライト・オ	瀬戸警察署、瀬戸市
運動同時開催)			ン運動も行い、夕暮れ時の前	
			照灯早め点灯も広く呼びかけ	
			る。	
交通委員等の	7月20日(木)	市内主要	交通事故による死者が生じな	瀬戸交通安全協会、瀬戸安
街頭活動督励	7:30~8:30	交差点	いよう地域の交通委員、市職	全運転管理協議会、瀬戸市
と広報巡回「大			員等による街頭監視及び巡回	自治連合会、瀬戸市議会、
監視」			広報を実施し、交通委員等の	瀬戸警察署、瀬戸市
			街頭活動に対して督励を行	
			う。	

#### 関連行事

1 広報誌に夏の交通安全運動関連記事の掲載 広報せと 7月号

2 交通安全ポスターの掲示(各事業所、関係機関等) 6月12日(月)~7月20日(木)

#### (3) 秋の全国交通安全運動

- ○重点 ・こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
  - ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
  - ・自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○期間 9月21日(木)~9月30日(土)までの10日間

行 事 名	月 日・時 間	場所	内容	参 加 者
交通委員等の	9月20日(水)	市内主要	交通事故ゼロの日における交	瀬戸交通安全協会、瀬戸安
街頭活動督励	7:30~8:30	交差点	通委員等の街頭活動に対し督	全運転管理協議会、瀬戸市
と広報巡回「大			励を行い、市内を巡回広報す	自治連合会、瀬戸警察署、
監視」			る。	瀬戸市議会、瀬戸市
ながらスマホ	9月26日(火)	新共栄橋	ながらスマホ運転禁止の徹底を	瀬戸交通安全協会、瀬戸女
運転根絶キャ	10:00~11:00	南交差点	呼びかける。あわせて、シートベルト・	性ドライバー安全運転ク
ンペーン			チャイルドシートの着用徹底を広く市	ラブ、高齢者交通安全協力
(同時開催:シートベ			民に呼びかける。	員、瀬戸警察署、瀬戸市
ルト・チャイルト゛シートキャン				
^゚ーン)				
交通安全啓発	9月27日(水)	瀬戸蔵西	秋の交通安全運動PRと市民	瀬戸交通安全協会、瀬戸安
キャンペーン	10:30~11:10	側屋外広	の交通安全意識を盛り上げる	全運転管理協議会、瀬戸交
		場	広報活動の拠点として設置し、	通安全活動推進委員協議
			付近で街頭キャンペーンを実	会、瀬戸市自治連合会、高
			施する。	齢者交通安全協力員、瀬戸
				女性ドライバー安全運転
				クラブ、瀬戸市議会、瀬戸
				警察署、瀬戸市ほか任意参
				加団体
飲酒運転根絶	9月29日(金)	記念橋南	通行する車両、歩行者に対し、	瀬戸交通安全活動推進委
キャンペーン	16:00~17:00	交差点	飲酒運転根絶を広く呼びかけ	員協議会、瀬戸交通安全協
(同時開催:ラ			る。また、同時にライト・オン	会、瀬戸警察署、瀬戸市
イト・オンキャ			運動も行い、夕暮れ時の前照灯	
ンペーン)			早め点灯も広く呼びかける。	

#### ◎ 関連行事

- 1 広報誌に秋の交通安全運動関連記事の掲載 広報せと9月号
- 2 交通安全ポスターの掲示(各事業所、関係機関等)8月29日(火)~9月29日(金)

#### (4) 年末の交通安全県民運動

- ○重点 ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び歩行者の安全の確保
  - ・運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
  - ・自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ○期間 12月1日(金)~10日(日) 10日間

行 事 名 称	月日・時間	場所	内 容	参 加 者
交通委員等の	11月30日(木)	市内主要	交通事故による死者が生	瀬戸交通安全協会、瀬戸安全運
街頭活動督励	7:30~8:30	交差点	じないよう地域の交通委	転管理協議会、瀬戸市自治連合
と巡回広報			員、市職員等による街頭監	会、瀬戸警察署、瀬戸市議会、
「大監視」			視及び巡回広報を実施し、	瀬戸市
			交通委員等の街頭活動に	
			対して督励を行う。	
ながらスマホ	12月5日 (火)	新共栄橋	ながらスマホ運転禁止の	瀬戸交通安全協会、瀬戸女性ド
運転根絶キャ	10:00~11:00	南交差点	徹底を呼びかける。あわせ	ライバー安全運転クラブ、高齢
ンペーン			て、シートベルト・チャイルト、シートの	者交通安全協力員、瀬戸警察
(同時開催:シート			着用徹底を広く市民に呼	署、瀬戸市
ベルト			びかける。	
・チャイルト゛シートキャン				
^° ーン)				
飲酒運転根絶	12月8日 (金)	記念橋交	通行する車両、歩行者に対	瀬戸交通安全活動推進委員協
キャンペーン	16:00~17:00	番周辺	し、飲酒運転根絶を広く呼	議会、瀬戸交通安全協会、瀬戸
(ライト・オン			びかける。また、同時にラ	警察署、瀬戸市
運動			イト・オン運動も行い、夕	
同時開催)			暮れ時の前照灯早め点灯	
			も広く呼びかける。	

#### ◎ 関連行事

- 1 広報誌に年末の交通安全運動関連記事の掲載 広報せと12月号
- 2 交通安全ポスターの掲示(各事業所、関係機関等)11月8日(水)~12月8日(金)

#### 2 交通死亡事故多発非常事態に伴う対策

#### (1) 愛知県「交通死亡事故多発警報」等の発令

愛知県内において交通死亡事故が一定期間に集中的に発生した場合、県民に対する注意喚起と県、市町村、警察及び関係機関・団体が相互に協力して総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、交通死亡事故の抑止を早期に図ることを目的に、「交通死亡事故多発警報」及び「交通死亡事故多発緊急事態宣言」が発令される。

#### <令和5年中多発警報発令期間等>

・令和5年中における「交通死亡事故多発警報」及び「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の 発令なし

#### (2) 瀬戸市「交通事故多発非常事態宣言」の発令

瀬戸市内において交通死亡事故者数が連続して3人以上発生した場合、又は交通死亡事故者数が前年同期の2倍以上となった場合等、交通死亡事故等の発生の防止を努めることを目的に、「交通事故多発非常事態宣言」が発令される。

#### <令和5年中 瀬戸市「交通事故多発非常事態宣言」発令期間等>

・令和5年中における「交通事故多発非常事態宣言」の発令なし

#### (3) 交通事故多発に伴う警報、宣言等発令時の推進事項と対策

#### <発令期間中における推進事項>

- ・ 市所管の交通安全推進協議会等の構成機関・団体等に対する交通安全活動の強化要請
- 広報車等を活用した街頭広報活動の強化
- 公共施設における広報・啓発活動
- ・ 各種会議における広報
- ・ 懸垂幕等の掲出

#### <具体的対策>

- 各自治連合会に対する連絡及び青パトによる交通安全広報の依頼
- ・ 広報車による巡回広報(市内全域)
- 啓発用マグネットシートなどを掲示した公用車による広報
- サイボウズ掲示板での職員に対する周知徹底
- ・ 市役所内の番号案内表示ボードによる広報
- ・ 市役所等、市内11公共施設における「警報発令周知チラシ」等の掲出
- 各種会議等の機会(挨拶等)を活用した広報

- ・ 瀬戸市安全安心情報メールの啓発メール配信 (パトネットあいちから自動転送)
- ・ 瀬戸市ホームページへの啓発記事掲載
- 市役所懸垂幕及び幟旗の掲出

<上記のほか、瀬戸市「交通事故多発非常事態宣言」発令時のみ以下を具体的対策に加える>

- ・ 小・中学校、保育園へのチラシ配布
- ・ 老人クラブへの高齢者向け交通安全意識向上啓発チラシ配布
- 瀬戸蔵に横断幕の掲出

#### 3 各種会議

#### (1) 交通安全対策連絡会議

交通安全対策の推進機関、団体の相互の連絡調整を図り、交通安全対策をより適切に推進することを目的に開催する。

#### ア 参加機関・団体

愛知県瀬戸警察署、瀬戸交通安全協会、瀬戸安全運転管理協議会、瀬戸市自治連合会、瀬戸交通安全活動推進委員協議会、瀬戸女性ドライバー安全運転クラブ、高齢者交通安全協力員、瀬戸市(生活安全課、こども未来課、維持管理課、学校教育課)

#### イ 開催日時

毎月10日(土日祝日の場合は直前の平日)

#### ウ 主な議題等

- ・ 市内交通情勢について
- 市内小中学校交通事故発生状況について
- ・ 各季の交通安全運動計画について
- ・ その他交通安全啓発活動の企画について

#### (2) 交通安全対策実務担当者会議

より効果的で合理的な交通安全対策を講じるために、市の関連部門と瀬戸警察署で情報を共有し、市と警察の機能を一元化した総合対策を推進することを目的に開催する。

#### ア 参加機関

愛知県瀬戸警察署交通課、瀬戸市(生活安全課、建設課、維持管理課)

#### イ 開催日

4月10日(月)

#### ウ主な議題等

- ・ 市内における交通安全対策について
- 今後の交通安全対策実務担当者会議について

#### 4 各季の交通安全運動期間以外の交通安全啓発活動及び対策

(1) 交通事故死ゼロの日における広報車での巡回広報及び交通委員等の街頭監視活動 交通死亡事故の防止を図る日として設けられた「交通事故死ゼロの日」に、広報車による巡 回と市民参加による街頭監視活動等を展開した。

実施日:毎月10日、20日、30日

場 所:各連区主要交差点等

(2) 愛知県交通安全県民大会への参加

交通事故防止にかける県民の決意を示すとともに、交通事故防止を祈念するため開催され、 交通安全功労者等に対する表彰、交通事故防止宣言等が行われた。

主 催:愛知県、愛知県交通安全推進協議会

日 時:1月13日(金)午後1時30分~午後2時5分

場 所:愛知県芸術劇場大ホール

表彰者:交通安全功労者(9名)、交通安全功労団体(36団体)、民間街頭活動協力者(289名)、優良交通安全団体(15団体)、優良交通指導員(34名)

(3) 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所

シートベルト・チャイルドシートの着用率100%を目指し、正しい着用を徹底するために、 運動期間外に啓発活動を行い、着用率実態調査を実施した。

実施日:6月16日(金)、11月17日(金)(雨天中止)、2月16日(金)

場 所:新共栄橋南交差点

(4) 新1年生交通安全教室

交通ルールを守る態度を養い、交通安全のマナーを身に付けさせるために実施した。

期 間:4月19日(水)~5月26日(金)

場 所:交通児童遊園、各小学校周辺道路

(5) 交通安全高齢者自転車愛知県大会

高齢者の自転車利用時における正しい交通安全ルールの定着とマナーアップを図り、交通事故を防止するために開催された。

主 催:一般財団法人 愛知県交通安全協会

大 会:11月16日(木) ポートメッセなごや

(6) 交通安全対策事業「自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金」の実施

自転車乗車時のヘルメットの着用を促進し、交通事故時の被害を軽減するため、市内に居住する児童生徒等(7歳~18歳)及び高齢者(65歳以上)の自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助する事業を実施した。

#### (7) その他交通安全啓発活動

- ア 自転車の安全利用啓発キャンペーン
  - 5月1日(月)午後1時~2時 道の駅瀬戸しなの
- イ 踏切事故防止キャンペーン
  - 5月15日(月)午前10時~10時30分 汗干町交差点北の踏切
- ウ 交通安全街頭キャンペーン
  - 9月8日(金)午後5時30分~6時 尾張瀬戸駅前
- エ 瀬戸市行政情報番組「せとまちラジオ」
  - テーマ:(5月)自転車の安全運転、(11月)高齢者の交通事故防止、(2月)交通事故防止
- オ 交通安全啓発ポスターの掲示
  - 市役所本庁、市内各公共施設
- カ 交通安全啓発物品及びリーフレットの設置及び配布
  - 生活安全課窓口、庁内関係各課、各公共施設等
- キ 歩行者保護推進マグネットシートの掲示
  - 市公用車車体側面に貼付

# 資料

# 交通安全都市宣言

(平成4年3月18日議決)

わたしたちのまちは、「せともののまち」として輝かしい歴史と伝統を もち、文化と産業の調和のなかで発展してきました。

しかしながら近年の交通情勢は、産業経済の成長を背景に大量交通時代を むかえ、交通事故の発生要因を拡大しています。

一瞬にして平和な家庭と暮らしを破壊する交通事故の絶滅は、市民共通の 願いです。

よって、すべての市民が一丸となって交通安全の基本ルールとマナーを 守り、交通事故のない安全で快適なまちづくりをめざし、ここに瀬戸市を 「交通安全都市」とすることを宣言します。

平成4年4月15日

瀬 戸 市

平成13年6月29日 条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第4条の規定に基づき、本市に おける交通安全の確保に関する理念と施策の基本を定めることにより、市民の安全で快適な生活 の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 交通安全の確保は、市民の安全かつ快適な生活実現の基本であり、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

(市の責務)

- 第3条 市は、市民の交通安全意識の高揚及び交通安全を確保するため、啓発活動、道路環境整備 等の総合的な交通安全施策の実施に努めなければならない。
- 2 市は、前項の施策の実施にあたっては、国、県、警察その他必要な関係機関及び団体(以下「関係機関等」という。)との緊密な連携に努めなければならない。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、日常活動を通じて自主的に交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する飲酒運転の追放、公道上の放置車両の追放等の交通安全施策に協力しなければならない。
- 2 車両を使用する者(以下「車両使用者」という。)は、歩行者の安全を確保する等交通安全の 確保に努めなければならない。

(良好な道路交通環境の確保等)

- 第5条 市長は、交通安全を確保するため、交通安全施設等の整備を図り、良好な道路交通環境の 確保に努めなければならない。
- 2 市長は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し 必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第6条 市長は、市民及び車両使用者の交通安全意識の高揚を図るため、地域、事業所、学校等に おける交通安全教育を推進するものとする。

(団体への助成等)

第7条 市長は、交通安全の推進に関する活動を行う団体がこの条例の目的達成のために行う 地域における交通事故防止活動その他交通安全の確保に関する活動の促進を図るため、助成等の 支援を行うことができる。 (情報の提供)

第8条 市長は、市民及び車両使用者に対し、交通安全に関する必要な情報の提供を積極的に行うものとする。

(交通死亡事故等発生時の措置)

- 第9条 市長は、交通死亡事故又は特定の区間若しくは地域に集中する交通事故(以下「交通死亡事故等」という。)が発生した場合は、現地調査を実施して総合的な交通事故防止対策を講ずるものとする。
- 2 市長は、交通死亡事故等が連続して発生し、今後も交通死亡事故等の発生が懸念されるときは、 交通死亡事故等の防止対策を検討した上で、交通事故多発非常事態宣言を発令し、交通死亡事故 等の発生の防止に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

#### 3 瀬戸市違法駐車等の防止に関する条例

平成9年3月31日 条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、違法駐車等を防止することにより、道路が公共の施設として広く一般交通の 用に供され、かつ、都市の美観を確保し、もって道路における交通の安全と円滑を図り、市民の 快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 自動車等道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第9号に規定 する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
  - (2) 違法駐車等 法第44条、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条若しくは第49条の2第3項の規定に違反して自動車等を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第11条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、違法駐車等の防止に関する啓発その他必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民(市内に住所を有しない者で市内において自動車等を運転する者を含む。)は、違法 駐車等の防止に努めるとともに、市が実施する違法駐車等の防止に関する施策に協力しなければ ならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に使用する自動車等及び事業所を訪問する者の使用する自動車等 のための駐車施設を確保すること等により事業活動に伴う違法駐車等の防止に努めるとともに、 市が実施する違法駐車等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(重点地域の指定等)

- 第6条 市長は、違法駐車等により市民の日常生活又は一般交通に支障が生じる地域であって、次 条に規定する措置を講ずる必要があると認める地域を、違法駐車等防止重点地域(以下「重点地域」という。)に指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、第9条に規定する瀬戸市違法駐車等防止推進協議会の意見を聴くとともに、瀬戸警察署長その他関係行政機関 (以下「関係行政機関等」という。)と協議するものとする。
- 3 市長は、重点地域を指定したときは、その名称その他規則で定める事項を告示するものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、重点地域の指定を変更し、又は解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により重点地域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(重点地域における措置)

第7条 市長は、重点地域を指定したときは、関係行政機関等と協議して、当該地域において、違 法駐車等の防止に関して助言、啓発活動等の必要な措置を講ずるものとする。

(関係行政機関等に対する要請)

第8条 市長は、重点地域を指定したときは、関係行政機関等に対し、当該地域において、違法駐車等の取締りその他違法駐車等を防止するため必要な措置を市内の他の地域に優先して講ずるよう要請することができる。

(違法駐車等防止推進協議会の設置)

- 第9条 市長は、違法駐車等の防止推進について協議するため、瀬戸市違法駐車等防止推進協議会 (以下「協議会」という。)を設置する。
- 2 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成9年7月1日から施行する。ただし、第6条、第8条及び第9条の規定は、同年4月1日から施行する。

#### 4 瀬戸市違法駐車等の防止に関する条例施行規則

平成9年3月31日 規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市違法駐車等の防止に関する条例(平成9年瀬戸市条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点地域の指定)

- 第2条 市長は、条例第6条第1項の規定により違法駐車等防止重点地域(以下「重点地域」という。) を指定したときは、当該重点地域内に違法駐車等防止重点地域標示(別記様式)を路面表示する ものとする。
- 2 条例第6条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 重点地域の区域
  - (2) 重点地域の指定の効力発生年月日

(委員)

- 第3条 瀬戸市違法駐車等防止推進協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 関係行政機関の代表者
  - (2) 交通安全関係団体の代表者
  - (3) 自治会の代表者
  - (4) 商工業関係団体の代表者
  - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を 聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民生活部生活安全課において処理する。

(平11規則1・平14規則5・平18規則7・平26規則3・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って 定める。

附則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第1号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第5号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月12日規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

# 別記様式(第2条関係)

#### 違法駐車等防止重点地域標示

# 駐禁重点地域

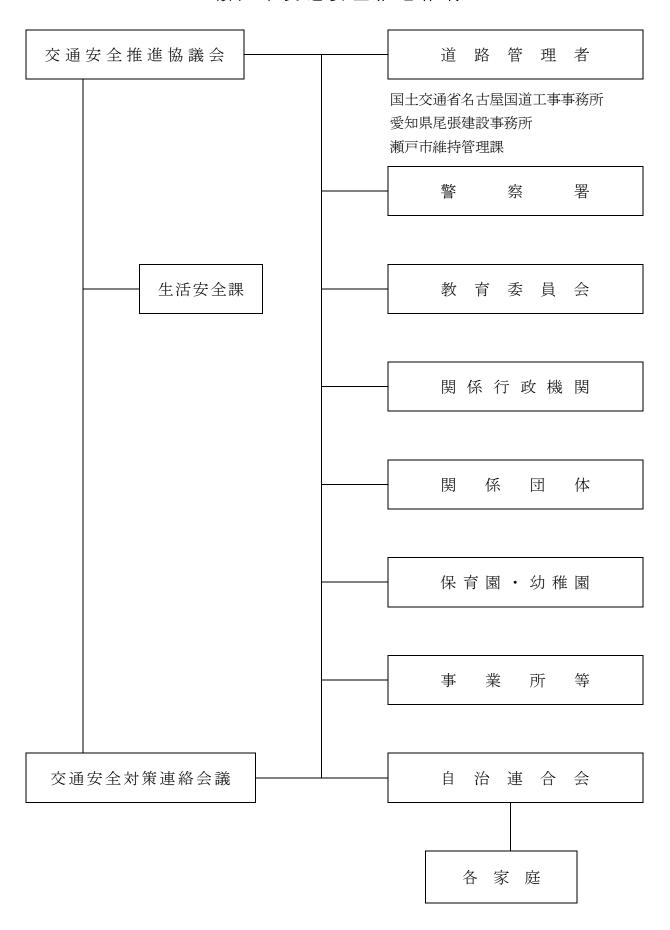


備考 文字及び図柄は白色、枠線及び斜線は赤色、地色は青色とする。

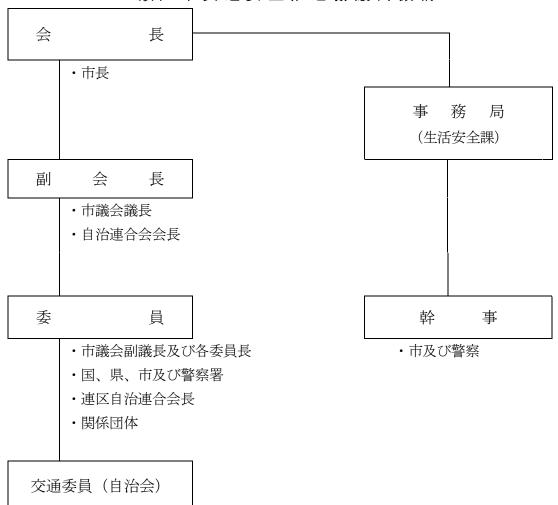
#### 5 瀬戸市交通安全推進協議会会則

- 第1条 瀬戸市内における交通秩序を確立し、交通の安全を期するため、瀬戸市交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 第2条 協議会は次の事項を協議し、交通安全の推進を図るものとする。
  - (1) 交通道徳の高揚に関すること
  - (2) 交通安全施設の整備に関すること
  - (3) 交通取締りの強化に関すること
  - (4) その他交通安全の推進に関すること
- 第3条 協議会は次に挙げる代表者をもって組織する。
  - (1) 市および県の関係機関
  - (2) 警察署
  - (3) 関係団体
- 第4条 協議会は次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 委 員 60名以内
  - (4) 幹 事 若干名
- 2 前項に定める役員のほか、必要があるときには参与及び交通委員を置くことができる。 第5条 会長は、瀬戸市長とする。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 第6条 委員、幹事及び交通委員は、会長が委嘱する。
- 第7条 協議会は、会長が招集し議長になる。
- 2 会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
- 第8条 協議会の庶務は、瀬戸市市民生活部生活安全課に事務局を置いて処理する。
- 第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

# 瀬戸市交通安全推進体制



# 瀬戸市交通安全推進協議会機構



# 瀬戸市交通安全推進協議会 委員名簿

役職	概户中文地女王推進励 <b>藏</b> 云 安貞名傳 委 員		
会長	瀬戸市長		
副会長	瀬戸市議会議長		
	瀬戸市自治連合会長		
" 委 員	瀬戸警察署長		
安 貝	瀬戸市議会副議長		
"	瀬戸市議会総務生活委員長		
"	瀬戸市議会厚生文教委員長		
"	瀬戸市議会都市活力委員長		
,,,	瀬戸商工会議所会頭		
,,	国土交通省名古屋国道工事事務所豊田維持出張所長		
JJ.	愛知県尾張建設事務所長		
IJ.	瀬戸市小中学校PTA連絡協議会長		
JJ	瀬戸市公民館協議会長		
II.	瀬戸市社会福祉協議会長		
II.	瀬戸交通安全協会長		
II.	瀬戸安全運転管理協議会長		
<i>II</i>	瀬戸交通安全活動推進委員協議会長		
<i>II</i>	道泉連区自治連合会長		
II.	深川連区自治会長		
II.	古瀬戸自治連合会長		
IJ	東明連区自治連合会長		
IJ	祖母懐連区自治会長		
IJ	陶原連区自治連合会長		
IJ	效範連区自治協議会長		
IJ	水野連区連合自治会長		
II.	水南連区自治会長		
<i>II</i>	品野連合自治会長		
II.	長根連区自治協議会長		
JJ	西陵連区連合自治会長		
JJ	八幡台自治会長		
IJ	原山台自治連合会長		
IJ	萩山台連合自治協議会長		
IJ	下品野連区自治会長		
II.	山口連区自治会長		
II.	本地連区自治会長		
II.	菱野連区自治会長		
ll ll	新郷自治連合会長		

役職	委員	
委員	瀬戸自家用自動車組合長	
JJ	瀬戸市老人クラブ連合会長	
IJ	瀬戸地区資源安全輸送協議会長	
IJ	愛知県トラック協会瀬戸旭支部会長	
IJ	瀬戸女性ドライバー安全運転クラブ会長	
IJ	瀬戸ライオンズクラブ会長	
IJ	瀬戸市小中学校校長会長	
IJ	瀬戸市小中高交通安全指導連絡協議会長	
IJ	名古屋学院大学事務長	
IJ	瀬戸市副市長	
IJ	瀬戸市教育長	
IJ	瀬戸市経営戦略部長	
IJ	瀬戸市行政管理部長	
IJ	瀬戸市地域振興部長	
IJ	瀬戸市市民生活部長	
IJ	瀬戸市健康福祉部長	
IJ	瀬戸市都市整備部長	
IJ	瀬戸市消防長	
IJ	瀬戸市教育部長	

役員はそれぞれの職名をもって構成する。

#### 6 交通安全対策連絡会議要綱

#### 1 会の目的

交通安全対策の推進機関、団体の交互の連絡調整を図り、交通安全対策をより適切に推進する ことを目的とする。

#### 2 会議の定例日及び方法

会議の開催の日時は毎月10日交通事故死ゼロの日とし、時間は午前10時から11時までとする。

会議は実効性のある自由討議を中心とし、相互の情報交換と連絡を密にするものとする。

#### 3 機関・団体

瀬戸警察署、瀬戸交通安全協会、瀬戸安全運転管理協議会、瀬戸市自治連合会、瀬戸交通安全 活動推進委員協議会、瀬戸女性ドライバー安全運転クラブ、高齢者交通安全協力員、瀬戸市生活 安全課、維持管理課、学校教育課、こども未来課 (順不同)

交通安全関係団体

名 称	交通安全活動の状況
瀬戸交通安全協会	機関、団体の交通安全に関する指導
瀬戸安全運転管理協議会	各事業所における交通安全指導と安全運転 管理者の育成指導等
瀬戸市自治連合会交通委員	ゼロの日の街頭活動と地域の安全意識の高揚
瀬戸交通安全活動推進委員協議会	ゼロの日の街頭活動と各種キャンペーンでの 交通安全啓発活動
瀬戸女性ドライバー安全運転クラブ	ゼロの日の街頭活動と女性ドライバーの運転 技術の向上等
高齢者交通安全協力員	各種キャンペーンでの交通安全啓発活動等

#### 7 交通事故多発非常事態宣言実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市交通安全条例第9条に規定する交通事故多発非常事態宣言の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発令)

- 第2条 交通事故多発非常事態宣言は、次の各号のいずれかに該当する場合に発令する。
  - (1) 交通死亡事故者が連続して3人以上発生した場合
  - (2) 当該年上半期の交通死亡事故者が前年同期の2倍以上となった場合
  - (3) その他市長が必要と認めた場合

(解除)

第3条 交通事故多発非常事態宣言の発令後、交通死亡事故等の防止対策を講じ、交通死亡事故等 の発生の懸念がなくなった場合は、速やかに発令を解除するものとする。

附則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

#### 8 愛知県交通安全条例

平成26年10月14日 条例第55号

道路交通は、私たちの日常生活や経済活動の基盤であり、私たちは、道路交通の発達により利便 性等の多くの恩恵を受けている。

しかし、その一方で、本県では、交通事故が多発し、毎年多くの人命が失われている。一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすることは、県民の切なる願いである。 交通事故の防止については、これまでも様々な取組が行われてきており、それらの取組により、 交通事故の発生件数は減少してきているが、なお依然として多数の交通事故が発生する状況が続いている。

交通事故をなくするためには、私たち一人一人が、交通事故の被害者の存在に思いをいたし、人 命の尊重を最優先にして、交通の安全の確保に向けた取組を一層進めることが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、交通事故のない社会の実現を目指した取組 を推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、道路交通の安全(以下「交通の安全」という。)に関し、基本理念を定め、 並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通の安全に関する施策の基本とな る事項を定めることにより、県、市町村、県民、事業者等が一体となって行う交通事故のない社 会の実現を目指した取組を推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現 に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 交通の安全は、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会の実現を目指すことにより 確保されなければならない。
- 2 交通の安全は、県民及び事業者(以下「県民等」という。)の交通事故のない社会の実現を目指した自主的な取組が促進されることにより確保されなければならない。
- 3 交通の安全は、県、市町村及び関係行政機関並びに県民等及び県民等の組織する交通の安全に 関する活動を行う団体(以下「交通安全関係団体」という。)が相互に連携を図りながら協力し て一体となって取り組むことにより確保されなければならない。

(県の青務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、交通の安全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村に対する協力等)

- 第四条 県は、市町村が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。
- 2 県は、交通安全関係団体が行う交通の安全に関する活動を促進するため、助言その他の支援を

行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における交通の安全の確保に自ら努めるとともに、 県が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員に対する交通の安全に関する教育の実施その他の 交通の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する交通の安全に 関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の高齢者等の安全な通行への配慮)

第七条 県民は、高齢者、障害者並びに児童、生徒及び幼児(以下「高齢者等」という。)の交通 の安全を確保するため、高齢者等が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努め なければならない。

(県民の自転車の安全な利用)

第八条 県民は、自転車を利用するときは、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等その安全な利用に努めなければならない。

(県民等の飲酒運転の根絶のための取組)

- 第九条 県民等は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識し、家庭、職場 及び地域において、飲酒運転を根絶するための取組を行うよう努めなければならない。
- 2 酒類を提供する飲食店を営む者は、飲酒運転の根絶を呼び掛けるポスター等を客の見やすい場所に掲示する等の取組を行うことにより客の飲酒運転が根絶されるよう努めなければならない。 (交通の安全に関する県民運動の推進)
- 第十条 県は、市町村及び関係行政機関並びに県民等及び交通安全関係団体と連携して、交通の安全に関する県民運動(以下「県民運動」という。)を推進するものとする。

(交通事故死ゼロの日)

- 第十一条 交通事故による死者が生じないよう社会全体で特に努める日として、交通事故死ゼロの日を設ける。
- 2 交通事故死ゼロの日は、毎月十日、二十日及び三十日とする。
- 3 県は、交通事故死ゼロの日には、交通死亡事故の防止を図るための県民運動を推進するものと する。

(道路交通環境の整備)

- 第十二条 県は、交通の安全の確保に必要な道路交通環境の整備を図るため、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、交通の規制及び管制の合理化、道路の使用の適正化等の措置を講ずるものとする。
- 2 県は、住宅地、商店街、学校の周辺等の道路について前項に規定する措置を講ずるに当たって

は、歩行者、特に高齢者等の保護が図られるように配慮するものとする。

(交通の安全に関する教育の推進)

第十三条 県は、県民が、交通の安全を確保することの重要性について理解を深めるとともに、そのための行動をすることができるよう、家庭、学校、職場等における交通の安全に関する教育を 推進するものとする。

(交通の安全に関する広報及び啓発)

第十四条 県は、高齢者等の交通の安全の確保の徹底、自転車の安全な利用、飲酒運転の根絶、自動車の全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底、チャイルドシートの適切な使用その他の交通の安全に関し必要な事項について広報及び啓発を行うものとする。

(交通事故による死者が多数となった場合における警報の発令等)

第十五条 知事は、県内において交通事故による死者が多数となり、県民等に対し注意を喚起する ため必要があると認めるときは、その状況を周知するための警報を発するとともに、市町村、関 係行政機関、交通安全関係団体等と連携して交通事故を防止するための総合的かつ集中的な対策 を実施するものとする。

(交通の安全に関する技術の研究開発の促進等)

第十六条 県は、自動車の安全な運転を支援し、又は交通事故の発生時における被害の軽減に資する技術の研究開発の促進及びその成果の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、交通の安全に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 9 愛知県交通死亡事故多発警報等発令要綱

(目的)

第1 この要綱は、県内において交通死亡事故が一定期間に集中的に発生した場合、その状況に応じて交通死亡事故多発警報等(以下「警報等」という。)を発令することにより、県民の交通事故に対する注意を喚起するとともに、県、市町村、県警察及び関係機関・団体が相互に協力して総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故の抑止を図ることを目的とする。

(種別)

- 第2 警報等の種別は、次のとおりとする。
- (1) 交通死亡事故多発警報
- (2) 交通死亡事故多発緊急事態宣言

(発令者)

第3 警報等の発令者は、愛知県知事(以下「知事」という。)とする。

(発令基準)

第4 警報等を発令する基準は、別表第1のとおりとする。

(発令等)

- 第5 知事は、愛知県警察本部長と連携を密にし、前記発令基準に達した場合は、速やかに警報等 を発令するものとする。
- 2 警報等の発令期間は、別表第1のとおりとする。
- 3 警報等の解除は、原則、設定した日数を経過したときに解除されるものとする。 (通知)
- 第6 知事は、警報等の発令を決定したときは、市町村、県警察、関係機関・団体等に速やかに通知する。

(発令に伴う推進事項)

第7 警報等が発令されたときは、市町村、県警察、関係機関・団体等は相互の連携を図り、別表第2に掲げる事項の迅速かつ効果的な推進に努めるものとする。

(要綱の改正)

第8 この要綱は、必要に応じて改正することができるものとする。

(庶務

第9 警報等の発令等に係る庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において処理する。

附目

この要綱は、平成24年4月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第4・第5関係)

# 発令基準及び発令期間

種別	内容	発 令 期 間
警報	以下のいずれかに該当したとき  1 10日以内に交通事故による死者数が 10人以上となったとき  2 交通事故による死者数が全国ワースト 1位でワースト2位との差が10人以上、 かつ、前年の同時期と比較して増加数10 人以上となったとき	原則、1に該当する場合は10日間、2に該当する場合は14日間とする。 なお、1に該当し、警報を発令した場合、 その期間における事故情勢に応じて、原則、 7日間延長することができるものとする。
緊急 事態 宣言	交通事故情勢を勘案し、知事が発令する必要があると認めたとき	原則、1か月間とするが、発令の時期及び その期間における事故情勢に応じて、延長す ることができるものとする。

# 別表第2(第7関係)

# 交通死亡事故多発警報及び緊急事態宣言の発令に伴う推進事項

	推進事項	
推進機関	警報	緊 急 事 態 宣 言 (警報発令時の推進事項に 加えて新たに実施する活動)
県	1 市町村及び交通安全推進協議会機関・団体に対する交通安全活動の強化要請 2 街頭啓発キャンペーンの積極的実施 3 発令期間中における庁内放送及びホームページによる広報 4 各種会議、講習会、イベント等あらゆる機会を活用した広報 5 立看板、懸垂幕の掲出 6 報道機関、関係機関・団体への交通事故統計資料の提供	対する文書の直接手交等による交通安全活動の強化要請 2 交通死亡事故多発市町村における街頭啓発キャンペーンの集中実施
市町村	1 各市町村所管の交通安全推進協議会等の構成機 関・団体等に対する交通安全活動の強化要請 2 広報車等を活用した街頭広報活動の強化 3 公共施設における広報・啓発活動 4 各種会議、講習会における広報 5 有線放送、道路情報提供装置等による広報 6 懸垂幕等の掲出	1 交通安全ボランティアによる子ども・高齢者等交通弱者に対する交通安全啓発活動強化及び保護誘導活動の強化 2 街頭啓発キャンペーンの積極的実施
<b>具警察</b>	<ul><li>1 事故実態にあった交通指導取締活動等の強化</li><li>2 交通情報板を活用した広報</li></ul>	<ol> <li>事故実態にあった交通指導取締活動等の徹底強化</li> <li>地域交通安全活動推進委員に対する緊急事態宣言の発令の周知及び交通事故防止の呼びかけ活動の促進</li> </ol>
教育委員会 (各学校)	<ul><li>1 学級指導、ホームルーム、学年・全校集会、通 学団会議等における児童生徒に対する交通事故 防止の指導強化</li><li>2 児童・生徒に対する交通ルール遵守とマナー向 上の指導徹底</li></ul>	ボランティア等による登下校時を 中心とした交通安全指導の強化
道路管理者	道路情報板やハイウェーラジオ等を活用した広報	事故多発地点に対する現場安全 点検と緊急措置の実施
<ul><li>※ 上記推進</li></ul>	・ 生事項以外についても、各機関・団体等の実情に応じて、	効果的なものについては迅速かつ

※ 上記推進事項以外についても、各機関・団体等の実情に応じて、効果的なものについては迅速かつ 積極的に実施するものとする。

# 令和5年瀬戸市の交通安全

令和6年3月発行

編集発行 瀬戸市交通安全推進協議会事務局 瀬戸市市民生活部生活安全課内

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1 電話 0561-82-7111 (代表) 内線336